

三鷹JFC 規約

第1章総則

第1条(名称)

この団体は、三鷹JFC(以下「本会」という)と称す。

第2条(所在) 本会は、別に定める代表が所在を定め、運営を統括する。

第3条(目的)

本会は、サッカーを通じ心身の健全な育成及び友情を高め、集団活動の中で決まりを守り、協調性や忍耐力を養う事を目的とする。

第4条(活動)

本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) サッカーを主体とする活動。
- (2) 他団体との交流活動。
- (3) 相互の交流をはかるための親睦活動。
- (4) その他、本会の目的達成に必要な活動。
- (5) 活動時間については別に定めるものとする。

第5条(会員)

会員とは、本会に入会し、サッカーを通じて健全なる心身の発達と相互の親睦を望む、保護者の同意を得た児童とする。

また、会員は本会の定めるスポーツ保険加入後、活動に参加することができる。

第6条(入会)

本会への入会は別に定める入会用紙に必要事項を記入し提出する。

また、入会にあたり加入登録に当たっては、別に定める会費・保険料を同時に納入するものとする。

第7条(退会) 次のいずれかに該当する場合は退会とする。

- (1) 会員から退会届が提出され、これを受理したとき。
なお、退会手続きは受理後 速やかに行うこととする
- (2) 会員及びその保護者が、会員及びその保護者並びに本会に対して著しい不利益又は迷惑を与えたとき。
- (3) その他、本会の規約等に違反する行為があったとき。

第8条(休会および退会)

休会しようとする会員は速やかに本会に連絡をすることとする。

退会する場合も同じく本会に連絡をすることとする。しかし会費の返却は原則的に行わないものとする。

第3章 会計

第9条(会計)

本会の会計は、別に定める会費、寄付金、その他の収入によって支弁する。

第10条(会費等)

会員は別に定める月会費を納入しなければならない。
納入方法は別に定めるものとする。

会費は備品の管理・維持や物品購入、および本会の運営費用などに充てられる。

会費とは別にスポーツ傷害保険料を徴収する。

遠征などの臨時費用は別途徴収する可能性があるものとする。

一旦納入した会費・保険料などは原則 返却しない。

第4章 その他

第11条(活動時間等)

本会は三鷹市サッカー協会に所属し、三鷹リーグの試合に参加する。活動拠点は中原小学校で行うことを原則としている

練習日や時間などについては都度変更あり。また、有料施設や対外試合での練習や試合を行う場合がある。

基本的に雨天でも本会を開催する場合もあるが、雷や台風など健康上の問題が発生する恐れがある場合は指導者の判断で中止にすることができる。

第12条(事故)

(1)

指導者は事故が起きないように万全の注意を払うが、本会の活動において発生した不慮の事故による傷害については、会員が加入したスポーツ保険を適用することとする。

(2) 本会は不慮の事故による責任は一切負わない。

(3) 本会の活動において発生した事故については、誠実に誠意を持って履行する。ただし、本会が加入する賠償責任保険の保険金支払いをもってその賠償義務にかえることとする。

(4) 保護者などスポーツ安全保険未加入者が、本会活動中に不慮の事故による傷害を被った場合、本会は一切責任を負わない。

第13条(その他)

持物: ボール・すね当て・水分(水またはスポーツドリンク)

服装: 動きやすい服装と履物であること(ジーンズや普段着、サンダルなどでの参加は不可)

食べ物: お昼ご飯などはコーチの指示で飲食できるが、原則スナック菓子等は禁止とします

持病等: 持病等がある会員は必ず事前に本会に伝えること。

ヘルメット: 道路交通法の定めにより13歳未満は自転車に乗る際にはヘルメットの着用を義務とします。

第14条(規約の改正)

本会は必要に応じ、随時本規約を改正することができるとともに、本規約に定めのない事項について細則を定めることができる。

第15条(個人情報)

入会時に入会申込書に記載された個人情報、本会の運営、活動に必要な範囲に限り利用できるものとする。

本会活動中に記録された写真、映像、音声に関する一切の権利は本会に帰属するものとし、広報活動や活動記録のために、ホームページやその他の媒体、資料などに使用されることがある。

附則 本規約は2018年4月1日より施行する。

三鷹JFC

〔費用〕

会費は期の1か月前の前払いとなります。

年会費を上期と下期に分け、会費のお支払いをお願いします

上期 4月～9月分 6000円 お支払い月 3月

下期 10月～3月分 6000円 お支払い月 9月

スポーツ保険 1年間 800円 本会加入時に徴収させていただきます

郵貯銀行 三鷹JFC 野本 猛

ゆうちょ銀行よりの振込： 記号

番号

他金融機関よりの振込： 店番

普通口座